



マイナンバーキャラクター
「マイナちゃん」

マイナンバーの 利用が始まります

市役所での主なマイナンバー利用手続き

■社会保障分野における利用

- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳に関する手続き（障がい福祉課）
- ・自立支援医療費（更生・育成・精神）の支給認定に関する手続き（障がい福祉課）
- ・補装具費の支給、日常生活用具の給付申請に関する手続き（障がい福祉課）
- ・障がい福祉サービスの申請に関する手続き（障がい福祉課）
- ・特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当に関する手続き（障がい福祉課）
- ・児童手当に関する手続き（こども未来室）
- ・児童扶養手当、特別児童扶養手当に関する手続き（こども未来室）
- ・助産施設入所、母子生活支援施設入所に関する手続き（こども未来室）
- ・ひとり親家庭の貸付・給付金に関する手続き（こども未来室）
- ・公立・認可保育所の入所、公立幼稚園の入園に関する手続き（こども未来室）
- ・後期高齢者医療に関する手続き（福祉医療課）
- ・未熟児養育医療給付に関する手続き（福祉医療課）
- ・国民健康保険に関する手続き（保険年金課）
- ・介護保険に関する手続き（高齢介護課）
- ・市営住宅の入居や管理に関する手続き（住宅政策課）

■税分野における利用

- ・市税の減免に関する手続き（課税課）
- ・入湯税の納入に関する手続き（課税課）
- ・相続人の代表者の指定に関する手続き（課税課）
- ・納税管理人に関する手続き（課税課）
- ・固定資産税・都市計画税の非課税や減額に関する手続き（課税課）

市役所以外での主なマイナンバー利用手続き

●労働分野における利用

- ・雇用保険などの資格取得や確認、給付を受けるための手続き

●その他の分野における利用

- ・日本学生支援機構による奨学金貸付を受けるための手続き
- ・府営住宅の入居や管理に関する手続き



1月から社会保障・税・災害対策分野の行政手続きでマイナンバーの利用が始まります。それにより、市役所をはじめとする行政機関、勤務先などへご自身のマイナンバーを提示する必要があります。



■市役所に各種手続きで越す際は、マイナンバー通知カードと本人確認書類をお持ちください。1月以降、市役所で受け付ける社会保障や税分野の事務手続きにおいて、マイナンバーの提示や書類への記載が求められます。左表に挙げる各種手続きのために市役所などへお越しの際は、マイナンバー通知カードと本人確認書類（運転免許証やパスポートなどの写真付きのものであれば1点、健康保険証や年金手帳などの写真のないものであれば2点）をお持ちください。なお、申請により、「個人番号カード」の交付を受けている人は、同

カードをお持ちください。しの際は、マイナンバー通知カードと本人確認書類（運転免許証やパスポートなどの写真付きのものであれば1点、健康保険証や年金手帳などの写真のないものであれば2点）をお持ちください。なお、申請により、「個人番号カード」の交付を受けている人は、同

マイナンバー制度に便乗した不審な訪問や電話が全国的に発生しています

市役所などの公的機関や銀行、企業などが訪問や電話によりマイナンバーや個人情報をお聞きすることはありません。

マイナンバー制度に便乗した不審な訪問や電話にご注意ください。

●不審な訪問・電話の例

・マイナンバー制度に必要だと言つて、個人の資産情報や金融機関の口座番号を聞き出そうとする

・国の行政機関職員を名乗り、マイナンバー制度のアンケートとして、家族構成やマイナンバーを聞き出そうとする

●もし、不審な訪問や電話があった場合は

・口座番号などの個人情報や相手に話したり、お金を振り込んだりしない
・できるだけ一人で対応せず相手の名前や所属、用件を聞いてメモを控え、家族や周囲の人に相談する
・少しでも「おかしい」と感じたら、最寄りの警察署や次の相談窓口へご連絡ください。

◇消費者ホットライン
（☎1880）

◇警察相談専用電話
（☎9110）

「個人番号カード」の交付が始まります



「個人番号カード」の交付申請は任意です。

1月下旬以降、事前に交付申請をされた人に「個人番号カード」の交付が始まります。「個人番号カード」の交付申請は1月以降も随時受け付けていますので、交付を希望される人は申請してください。

■申請方法

27年11月末から12月中旬にかけてお届けした「通知カード」に添付された「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」に必要事項を記入し、顔写真を貼って、同封の返信用封筒で郵送してください。

スマートフォンなどからの申請も可能です。詳しくは同封の「マイナンバー（個人番号）のお知らせ個人番号カード交付申請のご案内」をご覧ください。

※なお、「通知カード」がまだ届いていない場合や紛失された場合は、市民窓口課直通ナビダイヤル ☎0570(07)4178 までお問い合わせください。

■交付方法

多くの人からの申請が予想されるため、申請をいただいてから交付まで2カ月程度かかる見込みです。

交付の準備が整い次第、市から「交付通知書」を送付しますので、次の必要書類などを持って、申請者本人が市役所へお越しください。本人確認の上、暗証番号を設定し、交付します。

◆必要書類など

- ・交付通知書（必要事項を記入したもの）
- ・通知カード ・住民基本台帳カード（お持ちの人のみ）
- ・本人確認書類（運転免許証などの写真付きのものであれば1点、健康保険証などの写真のないものであれば2点） ・印鑑

◆交付場所・時間

- ◇3月31日(木)までは、市役所4階401会議室へ
- ※月～金曜日（祝日を除く）＝午前9時～午後5時、日曜日（第3日曜日を除く）＝午前9時～午後4時。
- ◇4月1日(金)以降は、市役所1階市民窓口課へ
- ※月～金曜日（祝日を除く）＝午前9時～午後5時。

「個人番号カード」とは

マイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付きのICカードで、マイナンバー確認の場面で、マイナンバーの提示と本人確認を一枚で同時に済ませることができます。

また、公的な身分証明書として広くご利用いただける他、各種行政手続きのオンライン申請や住民票の写しなどがコンビニエンスストアで取得できる「コンビニ交付」（本市では4月18日(月)開始予定）にも利用していただけます。



※法律で定められた場合以外でカード裏面のマイナンバーを書き写したり、コピーを取ったりすることは禁止されています。

※なお、各種行政手続きのオンライン申請や「コンビニ交付」をご利用いただくには、個人番号カードに電子証明書の搭載が必要になります。

■交付手数料 当面の間無料です。ただし、再交付には800円、カードへの電子証明書の搭載は初回無料で、更新・再発行には200円必要です。

■有効期限 発行の日から10回目の誕生日（20歳未満は5回目の誕生日）までです。また、カードに搭載される電子証明書の有効期限は発行日から5年間です。

■問い合わせ

○マイナンバー制度について

- ◆マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178
- ◆外国語（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語）対応フリーダイヤル ☎0120(0178)26
- ※年末年始を除く、月～金曜日＝午前9時30分～午後10時、土・日曜日、祝日＝午前9時30分～午後5時30分（外国語対応フリーダイヤルの英語以外の言語については、月～金曜日の午前9時30分～午後8時までの受け付け）。
- ※詳しくは、内閣官房「マイナンバー社会保障・税番号

制度」ウェブサイト [http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html] でもご覧いただけます。

○通知カード、個人番号カードについて

- ◆個人番号カードコールセンター（全国共通ナビダイヤル）☎0570(783)578（一部IP電話などでつながらない場合は、☎050(3818)1250）におかけください
- ※年末年始を除く、月～金曜日＝午前8時30分～午後10時、土・日曜日、祝日＝午前9時30分～午後5時30分（通話料が掛かります）。
- ◆市民窓口課直通ナビダイヤル ☎0570(07)4178
- ※祝日、年末年始を除く、月～金曜日、午前9時～午後5時30分（通話料が掛かります）。

施設名など	とき	26 (土)	27 (日)	28 (月)	29 (火)	30 (水)	31 (木)	1 (金)	2 (土)	3 (日)	4 (月)	5 (火)	6 (水)
市役所・金剛連絡所		-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
市役所日曜窓口		-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
休日急病診療 ※1		-	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-
富田林病院（外来診療）		○	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
保健センター		-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
水道お客様センター		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
市民総合体育館・青少年スポーツホール		○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○
総合スポーツ公園		○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○
図書館（中央・金剛）		○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
公民館（中央・金剛・東・喜志分館）		○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
人権文化センター・児童館		○	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
青少年センター		○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
すばるホール		○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
レインボーホール（市民会館）※2		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-
市民公益活動支援センター		-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
総合福祉会館（社会福祉協議会）※3		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
かがりの郷 ※4		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
けあばる ※5・6		○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
農業公園サバーファーム ※7		○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
旧杉山家住宅・じないまち交流館・旧田中家住宅		○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レインボーバスの運行		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
富田林斎場		○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○
富田林霊園管理事務所 ※8		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
自転車等保管所（撤去自転車など）		-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
きらめきファクトリー（観光案内施設）		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○

年末年始の 業務案内

※市役所の業務は、
年末が12月28日(月)まで、
年始は1月4日(月)からです。

※1 内科・歯科は休日診療所、小児科（中学生まで）は富田林病院で診察しています。受付時間などは、19ページをご覧ください。

※2 12月28日(月)は福祉センターの利用はできません。なお、レストランカワチは12月25日(金)をもって営業を終了（閉店）しました。

※3 12月28日(月)、1月4日(月)は浴場の利用はできません。

※4 12月28日(月)、1月4日(月)は浴場の利用はできません。

※5 介護老人保健施設は12月29日(火)～1月3日(木)まで面会はできますが、入所相談や支払いなどの受け付けはできません。

※6 ウエルネスけあばる（温水プール、トレーニングルーム）は改修工事のため1月4日(月)まで休館します。

※7 こここ市場は12月31日(木)～1月5日(火)までお休みします。

※8 12月29日(火)～1月3日(木)も墓参りはできます。



婚活パーティーを 開催します

「チヨコ交換で一足早めのバレンタインを♪
情緒あふれる寺内町で歴史散歩婚活！」

国の地方創生総合戦略では、人口減少・少子化対策の一環として、結婚から妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援の強化を掲げています。
本市では、結婚を真剣に考える若者世代に出会いの場を提供し、結婚へのきっかけとしていた、だくとともに、将来結婚された際には、優良な居住環境の下で安心して子育てができる本市への定住を働き掛けるため、本市主催の婚活パーティーを27年度中に4回開催します。

このたび、第4回目のパーティー「チヨコ交換で一足早めのバレンタインを♪情緒あふれる寺内町で歴史散歩婚活！」を次のとおり開催しますので、ぜひご参加ください。
とき 2月7日(日)、午前11時30分～
ところ じないまち交流館
対象者 結婚を真剣に考える20歳からおおむね40歳までの人
定員 男女各20人程度（申し込み先着順）
参加費 男性≒3000円、女性≒1000円
申し込み 1月8日(金)、午前11時～、(株)エクシオジャパン（受託事業者）☎050（5531）9451へ
※必ず参加者本人が申し込みしてください。
※(株)エクシオジャパン申し込み専用ホームページ「http://www.exeo-japan.co.jp/ex_special/160207_to ndabayashi/」からも申し込みできます。
※電話で申し込み場合は、まず「富田林市の婚活パーティー」の申し込みである旨をお伝えください。
※その他詳しくは、(株)エクシオジャパンホームページ「http://ssl.exeo-japan.co.jp/」をご覧ください。
※事業に関するお問い合わせは政策推進課地方創生プロジェクト（内線420）へ。

このたび、第4回目のパーティー「チヨコ交換で一足早めのバレンタインを♪情緒あふれる寺内町で歴史散歩婚活！」を次のとおり開催しますので、ぜひご参加ください。
とき 2月7日(日)、午前11時30分～
ところ じないまち交流館
対象者 結婚を真剣に考える20歳からおおむね40歳までの人

このたび、第4回目のパーティー「チヨコ交換で一足早めのバレンタインを♪情緒あふれる寺内町で歴史散歩婚活！」を次のとおり開催しますので、ぜひご参加ください。
とき 2月7日(日)、午前11時30分～
ところ じないまち交流館
対象者 結婚を真剣に考える20歳からおおむね40歳までの人

年末年始のごみ収集日

※下表にない収集地域は通常の日程で収集します。
 ※下表中の空欄になっているゴミの収集については通常の日程で収集します。

年末年始のごみ・し尿収集日
 ごみは、年末が12月31日(木)まで、
 年始は1月4日(月)から通常どおり
 収集します

燃えるごみ		1月4日(月)より通常の日程で収集します。 ※1月1日(祝)～3日(日)は休み。 ◎月・木曜日の収集地域は、年末は12月31日(木)まで、年始は1月4日(月)から ◎火・金曜日の収集地域は、年末は12月29日(火)まで、年始は1月5日(水)から ◎水・土曜日の収集地域は、年末は12月30日(水)まで、年始は1月6日(木)から				
粗大ごみ		1月4日(月)より通常の日程で収集しますが、1日(祝)の収集地域は、下表の日程に変更して収集します。				
資源ごみ カン・ビン、ペットボトル、 プラスチック製容器包装、 牛乳パックなど		1月4日(月)より通常の日程で収集しますが、1日(祝)の収集地域は、下表の日程に変更して収集します。 ※収集日程の変更により、次の週も同じ資源ごみの収集がある場合があります。				
	収集地域	粗大ごみ	カン・ビン	ペットボトル	プラスチック製容器包装	牛乳パックなど
ア・カ行	旭ヶ丘町、粟ヶ池町、川面町、喜志新家町、喜志町一～五丁目、木戸山町		1/1(祝)→1/8(金)	1/1(祝)→1/8(金)		
	梅の里、喜志(大字)				1/1(祝)→1/8(金)	
	嬉、彼方	1/1(祝)→12/30(水)				
サ・タ行	かがり台、北大伴町、楠町				1/1(祝)→1/8(金)	1/1(祝)→1/8(金)
	西条町、桜井町、新堂(平和台のみ)、通法寺町		1/1(祝)→1/8(金)	1/1(祝)→1/8(金)		
ハ行	新堂(平和台以外)				1/1(祝)→1/8(金)	
	平町		1/1(祝)→1/8(金)	1/1(祝)→1/8(金)		
	伏見堂、不動ヶ丘町	1/1(祝)→12/30(水)				
マ・ヤ行	別井				1/1(祝)→1/8(金)	1/1(祝)→1/8(金)
	緑ヶ丘町、南旭ヶ丘町、宮町		1/1(祝)→1/8(金)	1/1(祝)→1/8(金)		
	南大伴町、山中田町				1/1(祝)→1/8(金)	1/1(祝)→1/8(金)
	横山	1/1(祝)→12/30(水)				

問い合わせ 衛生課
 (内線144～146)

年末年始のし尿収集日

※毎月の収集日は、市ウェブサイトの各課のページ「衛生課」に掲載しています。
 ※収集日は、多少前後する場合がありますのでご了承ください。

し尿収集地域		し尿収集日	し尿収集地域		し尿収集日
ア・カ行	青葉丘、加太、喜志町五丁目、五軒家	1/13(水)	ナ・ハ行	中佐備、楠風台、東板持町	1/11(祝)
	旭ヶ丘町	1/6(水)		中野町	1/5(火)
	嬉(桜ヶ丘)	1/9(土)		中野町西	12/26(土)、1/11(祝)
	嬉(桜ヶ丘除く)	1/12(火)		西板持町(柏木住宅)	1/6(水)
	彼方、甲田(北甲田含む)	1/12(火)		西板持町(柏木住宅除く)	1/6(水)、7(木)
	上佐備、甘南備	1/11(祝)		錦ヶ丘町、富美ヶ丘町	12/30(水)、1/18(月)
	川面町、喜志町一～四丁目、北大伴町、木戸山町	1/5(火)		錦織(大字)	12/28(月)、1/14(木)
	川向町	1/6(水)		錦織北	1/12(火)
	喜志新家町	1/7(木)		錦織中・東(笹原町除く)・南、伏見堂(青山台)	1/13(水)
	寿町(青山台)	12/30(水)、1/18(月)		錦織東(笹原町)	1/9(土)
寿町(青山台除く)	12/26(土)、30(水)、1/5(火)、11(祝)	平町	1/8(金)		
サ・タ行	西条町、桜井町、通法寺町	1/5(火)	伏見堂(青山台除く)	1/12(火)	
	桜ヶ丘町	1/7(木)、8(金)	伏山(聖ヶ丘含む)	12/28(月)、1/14(木)	
	下佐備、廿山	1/11(祝)	別井	1/5(火)	
	昭和町	12/29(火)、1/15(金)	本町	12/28(月)、1/13(水)	
	新家	12/28(月)、1/13(水)	南大伴町	1/7(木)	
	須賀(大字含む)	12/28(月)、1/14(木)	宮甲田町	12/28(月)、1/13(水)	
	谷川町	1/5(火)	宮町	12/29(火)、30(水)、1/4(月)	
	常盤町(国道筋)	1/6(水)、7(木)、8(金)	山中田町	1/6(水)	
	常盤町(国道筋除く)	1/4(月)	横山	1/12(火)	
	富田林町	12/29(火)、1/6(水)、15(金)	龍泉	1/11(祝)	
藤野ミゼット車収集地区	1/5(火)	若松町	1/4(月)、5(火)		
阪南ミゼット車収集地区	1/13(水)	若松町西	12/26(土)、1/11(祝)		

消防出初式

1月10日(日)、午前10時



新春行事の出初め式は、明暦3年(1657年)の明暦の大火を契機として、1659年に老中稲葉伊予守正則が定火消4隊を率いて上野東照宮前で出初めをし、氣勢を上げたことが起源となっています。当時、焦土の中にあつて苦しい復興作業に絶望的な状態にあつた江戸市民に、大きな

希望を与えました。これが次第に儀式化され恒例の行事となり、今日の出初め式に受け継がれています。

市消防本部でも、はしご車や市内14消防分団の消防車両をはじめ、重機隊、大阪市消防局ヘリコプターなどが参加し、「消防出初式」を実施します。

市民の皆さんもお誘い合わせの上、ぜひご覧ください。

とき 1月10日(日)、午前10時(小雨決行)

ところ 石川河川敷川西グラウンド

問い合わせ 市消防本部消防総務課(☎23)1123

毎年1月26日は文化財防火デー

昭和24年1月26日、世界最古の木造建造物である法隆寺の金堂で火災が発生し、壁画が焼損したことから、毎年この日を「文化財防火デー」と定め、文化財防火運動が全国的に実施されます。

市消防本部でも、大切な財産である文化財を火災や地震などの災害から守り、市民の皆さんの文化財保護と防火意識の高揚を図るため、重要文化財の消防訓練と防火査察を実施します。

とき 1月22日(金)、午前10時30分～

ところ 富田林興正寺別院

問い合わせ 市消防本部警備救急課(☎23)1125

防火管理者資格取得講習会

消防法の規定により、一定基準以上の建物には防火管理者を選任し、消防長への届け出が必要です。

市消防本部では、この資格を付与するための講習会を実施します。

とき 2月17日(火)、18日(水)、午前9時～午後4時ごろ(全2回)

ところ 市消防本部

定員 80人(申し込み先着順)

受講料 3650円(テキスト代)

申し込み 1月12日(火)～29日(金)(土・日曜日を除く午前9時～午後5時)までに、市消防本部予防課(☎23)1124へ(電話申し込み不可)

教育長に 芝本 哲也さんが就任



27年12月の第4回市議会定例会の同意を受けて、12月7日付で、芝本 哲也さん(57歳)が教育長に就任されました。

芝本さんは、昭和55年に大阪府立大学を卒業後、4年間民間企業に勤務し、藤井寺市立道明寺中学校教諭をはじめとして59年から平成11年まで中学校教諭、12

堂山教育長が退任



12月6日付で堂山 博也教育長(71歳)が退任されました。

堂山さんは、南河内教育振興センター長、明治池中学校長などを歴任の後、平成15年7月から、教育長を務められました。

年から市教育委員会に勤務の後、明治池中学校教頭、富田林小学校長などを歴任されました。

地域ぐるみで防災授業を!

毎年1月17日は防災とボランティアの日

1月15日～21日は防災とボランティア週間です

7年に発生した阪神・淡路大震災において、災害時のボランティア活動の重要性が広く認識されたことから、「防災とボランティアの日」と「防災とボランティア

週間」が定められています。皆さんも、この機会に防災への認識と日頃の備えを十分におきましょう。問い合わせ 危機管理室(内線9503)

とんだばやし ふるさと寄付金 ～皆さんのご寄付を心より お待ちしております～

ふるさと納税（ふるさと寄付金）は、自分が生まれた育ったふるさとや応援したい自治体（都道府県および市区町村）に寄付する制度です。

富田林を「ふるさと」として応援し、本市の発展にご協力いただきますようお願いいたします。

ふるさと納税の寄付金控除を受けるには

ふるさと納税制度では、その寄付金額に応じて、所得税と個人住民税が軽減されます。

ふるさと納税の寄付金控除を受けるためには、原則として、ふるさと納税をした翌年に確定申告をする必要があります。ただし、次の要件全てに該当する人は、確定申告をしなくても、ふるさと納税の寄付金控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が利用できます。

◆ 給与所得のみの人などで、確定申告をする必要がない人（給与所得のみの人でも、医療費控除など各種控除を申告される人は対象外となります）

◆ その年のふるさと納税をする自治体の数が5団体以内の人

◆ 27年1月～3月の間にふるさと納税をしていない人

※ 同特例制度の利用には、特例の申請書を寄付先の自治体に提出する必要があります。また、申請書提出後から翌年1月1日までの間に、提出した申請書の内容に変更が生じた場合は、翌年1月10日（必着）までに申請内容の変更届の提出が必要となります。

※ 同特例制度について詳しくは、「総務省ふるさと納税ポータルサイト」http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojinh.html をご覧ください。

問い合わせ とんだばやしふるさと寄付金の申請については秘書課（内線312）、税控除については課税課（内線111）

28年度住民税に適用される 主なもの

税制改正により、28年度住民税に適用される主な項目は次のとおりです。

公的年金からの特別徴収制度の見直し

28年10月1日（土）以降に実施する特別徴収より、公的年金からの特別徴収制度が見直されます。

◆ 仮徴収税額算定方法の見直し

特別徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額が「前年度分の本徴収額（前年2月と同額）」から「前

年度分の公的年金等に係る個人住民税額の2分の1に相当する額」となります。

◆ 転出・税額変更の場合の特別徴収の継続

公的年金からの特別徴収対象者が市外に転出した場合や特別徴収の税額に変更が生じた場合、特別徴収は停止となり、普通徴収に切り替わっていましたが、一定の要件の下で特別徴収が継続されることとなります。

「ふるさと納税」制度による寄付金税額控除の拡充

27年1月1日以降に自治体（都道府県および市区町村）に寄付（ふるさと納税）をした分について、個人住民税の特例控除額の上限が所得割額の1割から2割に拡充されます。

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設

確定申告の不要な給与所得者などが自治体（都道府県および市区町村）に寄付（ふるさと納税）をした場合、寄付先が5団体以内であれば確定申告をしなくても寄付金控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。

森林環境税の創設に伴う府民税均等割額の変更

府では、森林が果たしてきた災害防止機能をはじめとするさまざまな公益的機能を維持増進するための環境整備に必要な財源を確保するため、28～31年度までの4年間、府民税均等割に森林環境税300円を加算します。

府民税の控除対象となる寄付先に府が指定した団体（府条例指定法人等）が追加

28年度から、府民税の控除対象となる寄付先に府が指定した団体が追加されました。

※ 詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 課税課（内線111、112、117）

臨時福祉給付金の申請受け付けは2月3日（水）で終了します

臨時福祉給付金の申請受け付けは、2月3日（水）をもって終了します。支給対象者で申請がまだの方はお急ぎください。

支給対象者かどうかの確認や申請書が必要な人はご連絡ください。

※ 支給対象者の要件は、市ウェブサイトの各課のページ「地域福祉課」でもご覧いただけます。

申し込み 2月3日（水）までに、申請書に必要書類を添えて、郵送で☎584-8511 市役所臨時福祉給付金支給担当へ（消印有効） ※ 市役所2階20番窓口向かい特設受付窓口への持参も可（土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時30分）。

問い合わせ 臨時福祉給付金支給担当（内線286）

パブリックコメントを 実施します

パブリックコメントとは、市の基本的な政策や計画などを立案する過程において、その案を広く公表し、市民の皆さんから寄せられた意見を考慮し、市として意思決定するとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きです。

①市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）
本市では、26年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口減少・少子高齢化への対応、地域経済の活性化に向けた取り組みを推進するため、「富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の素案

案をまとめました。
この素案について、市民の皆さんのご意見などを募集します。

②市公共施設等総合管理計画（素案）

本市の人口、財政などについて現在の状況および将来の見通しを分析し、長期的視点で市が保有する公共施設などの最適な配置を実現するとともに、適正に管理していくための基本方針として「富田林市公共施設等総合管理計画」の素案をまとめました。
この素案について、市民の皆さんのご意見などを募集します。



③避難行動要支援者支援プラン改訂（素案）

本市では、災害時に高齢者などの支援を必要とする人の安全確保と避難支援を図るため、23年3月に「災害時要援護者支援プラン」を策定し、災害時の支援体制や地域支援組織の組織化などを推進してきました。
このたび、東日本大震災などの災害の教訓を踏まえ、国において災害対策基本法が改正されたことを受け、避難行動要支援者に対してより適切な避難支援ができるよう「避難行動要支援者支援プラン改訂」の素案をまとめました。
同プラン改訂では、「災害時要援護者」の表記を「避

難行動要支援者」へ表記の整理をしたことにより「災害時要援護者支援プラン」は、「避難行動要支援者支援プラン」に変更になります。

この素案について、市民の皆さんのご意見などを募集します。

問い合わせ ①は政策推進課（内線514）、②は行政管理課（内線327）、③は地域福祉課（内線282）

◇意見などの募集期間

いずれも1月4日(月)～2月3日(水)

◇素案の閲覧方法

いずれも1月4日(月)～、市役所（情報公開課および①は政策推進課、②は行政管理課、③は地域福祉課）、金剛連絡所、中央・金剛図書館、中央・金剛・東公民館、人権文化センター、青少年センター、すばるホール、レインボーホール（市民会館）、総合福祉会館、けあばる、かがりの郷、保健センター、市民総合体育館、総合スポーツ公園、きらめきファクトリーまたは市ウェブサイト「パブリックコメント」でご覧いただけます。

◇意見などの提出方法

住所、氏名、電話番号、ご意見を記入し、はがき、封書、ファクス、Eメールで、いずれも2月3日(水)（消印有効）までに、①は☎584-8511市役所政策推進課 [FAX(20)0200・Eメールplan@city.tondabayashi.lg.jp]、②は☎584-8511市役所行政管理課 [FAX(25)9037・Eメールg-kanri@city.tondabayashi.lg.jp]、③は☎584-8511市役所地域福祉課 [FAX(21)4782・Eメールchiiki-fukushi@city.tondabayashi.lg.jp]へ

※直接持参も可。電話での受け付けはできません。なお、提出されたご意見は、反映できるように検討させていただきますが、個別に回答できませんのでご了承ください。



新しい民生委員・ 児童委員が決まりました

民生委員・児童委員として、12月1日付で次の人が委嘱されました。

●新堂地区（神山町）

岡崎 忠義さん（☎070

（6800）6046）

問い合わせ 地域福祉課

（内線283）

納税通知書および国民健康保険料決定通知書の送付用封筒に掲載する広告を募集します

本市では、財源の確保に努めるため、同封筒の裏面に掲載する広告を募集します。

封筒使用期間 4月1日(金)～29年3月31日(金)

広告の規格 縦6号×横8号

封筒の種類・印刷予定枚数・一斉送付時期

《納税通知書》

- ①固定資産税用、4万7000枚、5月上旬
 - ②市・府民税用、3万8000枚、6月上旬
 - ③軽自動車税用、3万3000枚、5月上旬
- ※一斉送付時期以外にも、随時使用する場合があります。

※最低申込金額は①4万7000円、②3万8000円、③3万3000円です。広告掲載の基準を満たしており、①②③の順で申込金額が最も高い広告主に決定します。この順で先に決定した者は、他の封筒の広告主にはなれません。ただし、他に申込者がいない場合、この限りではありません。

《国民健康保険料決定通知書》

- ①本決定通知書用、2万2000枚、6月中旬
 - ②保険証用、1万8000枚、10月中旬
- ※最低申込金額は①2万2000円、②1万8000円です。広告掲載の基準を満たしており、申込金額が最も高い広告主に決定します。

申し込み 納税通知書は課税課（内線110）、国民健康保険料決定通知書は保険年金課（内線155）でそれぞれ配布する封筒広告募集要項をご覧のうえ、封筒広告掲載申込書に必要事項を記入し、納税通知書は1月6日(水)～2月5日(金)、国民健康保険料決定通知書は1月4日(月)～29日(金)、土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時30分までにそれぞれの課へ（いずれも郵送可、必着）

※同要項・申込書は、市ウェブサイトの各課のページ「課税課」または「保険年金課」からそれぞれダウンロードできます。

※広告掲載ができない業種・内容もありますので、詳しくはそれぞれの要項をご参照ください。

道路の陥没などを発見されたときはお知らせください

本市では、道路の安全確保のため、定期的に点検パトロールを実施しています。が、市内全ての区域を細部にもわたって確認できないこともあります。

そのため、地域や道路利用者の皆さんからの情報提供が大変有効となります。通勤や散歩などの途中で、道路の穴や陥没、ガードレール・カーブミラーの破損、溝蓋の破損・隙間などを見つけたときは、道路課（内線413）までご連絡をお願いします。



高齢者の交通事故防止

交通事故に占める高齢者の割合が、毎年増加しています。高齢者の交通事故には次の特徴がありますので、日頃から十分注意しましょう。

- ・発生は、ほとんどが歩行中または自転車乗車中で、かつ自宅から半径1km以内
- ・信号無視や危険な横断が原因

■交通事故に遭わない「3

- ① 横断歩道を渡る
 - ② 信号を守る
 - ③ 安全確認をする
- 高齢者が率先してこれらを守り、交通安全のお手本となりましょう。
- また、ドライバーの皆さんは思いやり運転を心掛けましょう。
- 問い合わせ** 富田林警察署（☎251234）、道路交通課（内線416）

ご存じですか 宅地建物取引業 人権推進指導員制度

府では、宅地建物取引の場における同和地区への差別や、入居差別などをなくしていくため、業界団体と連携し、「宅地建物取引業人権推進指導員」の養成に取り組んでいます。

本市においても、同指導員制度の運営に協力していきます。

同指導員がいる宅地建物取引業者は、従業員に対して人権に関する教育や啓発をし、人権意識の高揚に取り組んでいます。また、営業所にステッカーを掲示しています。



問い合わせ 府建築振興課（☎06(6941)0351（内線3083））

発達支援のためのファイル 「つながるファイル」を ご利用ください！

本市では、発達について支援が必要な子どもを対象に、その保護者と担任の先生などの支援関係者が、子どもの発達状況を共通に理解し、一緒に効果的な支援をしていくことを目的とした「つながるファイル」を作成しています。

保護者と支援関係者が一緒に作ります

保護者同意の下に、子どもが生まれてから成人するまでの成長の様子や、これまでに受けた支援・教育・サービスなどの内容を同

ファイルに随時記入していくことで、継続的で一貫した支援体制の構築をめざします。

ファイルが欲しいときは

担任の先生または保健センターの保健師に申し出てください。



※詳しくはお問い合わせください。
お問い合わせ こども未来室
(内線208)

府立南大阪高等職業技術専門学校 4月入校生募集

同専門校は、通信・環境・整備分野の技能者の人材育成をめざして、職業訓練を実施しています。同専門校では、28年4月入校生を募集しています。

募集科目 自動車・車体整備科、電気主任技術科、情報通信科、環境分析科、WEBシステム開発科

定員 各科30人
授業料 年間11万8800円(別途教科書代実費)
※その他、入校料などが必要。
願書受け付け 1月5日(火)～28日(木)までハローワーク河内長野(河内長野市昭栄町7の2)(☎53)3081)で受け付け

必ずチェック最低賃金！使用者も労働者も

最低賃金制度とは、労働者の生活の安定と向上を図るため、国が賃金の最低額を定め、使用者はその額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

最低賃金には、府内全ての労働者を対象とする「府最低賃金」と、特定の産業の労働者を対象とする「特定(産業別)最低賃金」とがあります。

それぞれ原則としてパート、臨時、派遣、アルバイトなどを含む全ての労働者に適用されます。詳しくは、大阪労働局ホームページ(http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/saitei_chingin/saitei.html)をご覧ください。

現在の時間額は、下表のとおりです。

最低賃金の件名		時間額	発効年月日
府最低賃金		858円	27年10月1日
特定(産業別)最低賃金	塗料製造業	894円	27年11月7日
	鉄鋼業	890円	27年11月12日
	機械・金属製品製造関連産業	877円	27年11月18日
	自動車・同付属品製造業	875円	27年11月30日
	電気機械器具製造関連産業	860円	
	非鉄金属製造関連産業		
自動車小売業	865円		

問い合わせ 大阪労働局賃金課 (☎06(6949)6502)

試験日 2月19日(金)
合格発表 2月25日(木)
入校日 4月11日(月)
※その他、詳しくはお問い合わせください。
問い合わせ 同専門校(和泉市テクノステージ二丁目3の5)(☎0725(53)3005)
※1月13日(水)Ⅱ施設見学会と体験実習、25日(月)、2月10日(水)、3月4日(金)Ⅱ施設見学会を同専門校で実施します(いずれも午後1時15分～受け付け、当日直接会場へ)。

家庭でできる 節電の協力

本市では、市役所の省工ネおよび節電対策として、消灯の励行や暖房温度の適正管理などに取り組んでいます。

市民の皆さんも健康に影響のない範囲で、家庭での節電にご協力をお願いします。

問い合わせ みどり環境課
(内線432)

ぼかし剤購入 補助金の申請は 1月～2月まで

本市では、家庭から出る生ごみを減量化・堆肥化する生ごみぼかしあえ容器用のぼかし剤を購入された世帯に補助金を交付しています。ただし、米ぬかなどの原材料は対象外です。
同補助金の申請を1月4日(月)～2月29日(月)まで受け付けます。
※補助は一世帯につき年間16個まで、27年中に購入したぼかし剤が対象です。

チャイルドラインボランティア養成講座

市人権教育・啓発推進センターでは、いじめや虐待、人間関係などさまざまな悩みを持つ18歳までの子どもからの電話相談を受ける「チャイルドラインとんだばやし」を開設しています。

このたび、電話相談の受け手ボランティアを養成する同講座を開催します。

とき 2月6日～27日の毎週土曜日、午前10時30分～午後4時30分(全12回) ※11回以上受講された人に、養成講座受講修了証書を発行。

ところ 人権文化センター

対象者 16～70歳の人

定員 30人(申し込み先着順)

受講料 5000円(ボランティアをめざしていない人でも1回単位の受講が可、1回500円) ※いずれも高校生、大学生は半額。

申し込み 1月8日(金)～、同推進センター〔☎(20)0285〕へ

子育て中の女性、若者のための就労支援パソコン講座

就職活動を始めたい子育て中のお母さんや職種選択の幅を広げたい求職中の若者の皆さんを対象にしたパソコン講座です。

とき 1月14日～3月31日の毎週木曜日(2月11日、3月24日は除く)、午後2時～4時(全10回)

ところ すばるホール

内容 仕事で必要とされるワード、エクセルなどの基礎スキルを学ぶ

対象者 市内在住で就労を希望する、子育て中の女性または15～39歳までの人

定員 10人 ※託児あり(定員10人、2歳以上就学前の幼児対象)。

参加費 2160円(テキスト代)

申し込み 1月12日(木)までに、電話で、NPO法人きんきうえび〔☎(29)0019〕へ(申し込み多数の場合抽選)

問い合わせ 商工観光課(内線481)

対象者 市内に住所を有し、かつ生ごみぼかしあえ容器を使用している世帯
補助金額 ぼかし剤購入価格(消費税などは除く)の2分の1の額(10円未満は切り捨て)
※購入店のポイントなどを利用し、割り引きを受けた場合は、割り引き後の金額が購入価格となります。
申請に必要なもの ①レシート、領収書または購入店発行の販売証明書(原本)、②振込先と口座番号の分かるもの、③印鑑(認め印)
※申請者、領収書(販売証明書)の氏名と振込先口座名義人は同じ人に限ります。
問い合わせ 衛生課(内線1444～1446)

本市における芸術文化活動の振興と活性化を図ることを目的に、市内の芸術文化活動団体が実施する創造的かつ自主的な芸術文化活動を支援・助成します。
対象団体 本市に拠点を置き、すばるホールを利用した芸術文化活動を実施する団体



すばるホール芸術文化助成 事業をいっ活用ください

助成金額 上限20万円(対象経費から収入を控除した3分の2以内の金額)
対象期間 4月～9月に実施する事業
申し込み 1月31日(日)までにすばるホール〔☎(25)0222〕へ
※申し込み方法など詳しくはすばるホールホームページ〔<http://subaruhall.org>〕をご覧ください。
※申し込みの中から、最大4団体を選定します。

同組合では、28～30年度の物品の買い入れ・修理・売り払い、管理などの業務への入札参加資格申請を受け付けます。
登録有効期間 4月1日(金)～31年3月31日(日)まで
提出要領配布 1月29日(金)(土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前9時～正午と午後0時45分～5時30分)まで、同組合第1清掃工場で配布
※同組合ホームページ〔<http://www.minamikawachi-kankyo.or.jp/>〕からダウンロードもできます。
申請方法 1月4日(月)～29日(金)(消印有効)までに、申請書提出要領に基づき作成した書類を同組合総務企画課(☎584・0054 甘南備2345)(☎(33)6584)へ郵送(持参不可)

南河内環境事業組合 ～入札参加資格申請 を受け付け～

市非常勤職員(時間外保育業務)を募集



募集業務 時間外保育業務
 ※業務内容や勤務日など詳しくは実施要領をご覧ください。
任用期間 4月1日(金)～29年3月31日(金)
 ※勤務成績などにより翌年度の契約更新が可能(上限あり)です。

受験資格 保育士の資格を有する人、または3月31日(木)までに資格取得見込みの人
採用人数 10人程度
試験日・内容 1月17日(日)、書類審査、面接試験
 ※面接時間・場所については、申し込み時にお知らせ

します。
合格発表 1月末までに本人へ通知
申し込み 1月15日(金)まで(土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前9時～午後5時30分)に、所定の申込書に写真を貼って必要事項を記入し、資格証の写しを添えてこども未来室(内線290)へ(郵送不可)
 ※申込書、実施要領は、人事課(内線322)およびこども未来室で配布(市ウェブサイト)の各課のページ「人事課」からダウンロードもできます。

健康維持に取り組むならまずは体重測定から！ ～「体重チェック記録表」が市ウェブサイトから無料でダウンロードできます～

クリスマスや年末年始などのイベント続きで、体重が気になっていませんか。

近年、健康維持、健康寿命の延伸に向けた生活習慣病予防対策として、自分で体重を定期的に測定し、体重維持・減少に向けて日頃から取り組むことが重要といわれています。



本市が策定した、「健康とんだばやし21(第二次)及び食育推進計画」によると、「20～60歳男性肥満者」は34.7%、「40～60歳女性肥満者」は12.3%と、目標値である男性28%以下、女性10%以下に届いていないのが現状です。

そこで、本市では、毎日の体重の測定結果を記録し、グラフにすることが出来る「体重チェック記録表」を作成し、市ウェブサイトから無料でダウンロードできるようにしました。市ウェブサイトの各課のページ「健康づくり推進課」からA4・A3サイズそれぞれ希望の記録表をダウンロードできますので、今後の体重管理や健康維持にお役立てください。

■注意事項

- ・医療機関に受診中の人は、必ずかかりつけ医の指示に従ってください。
- ・安全な減量は1カ月に1～2%のペースです。過度な減量や食事制限は絶対にしないでください。

問い合わせ 健康づくり推進課 [☎(28)5520]

市立幼稚園臨時講師、 支援学級介助員・介派人、 特別介助員の 登録を受け付け

- ① **幼稚園臨時講師の登録**
 対象者 幼稚園教諭免許を有する人、または3月31日(木)までに取得見込みの人
- ② **支援学級介助員・介派人の登録**
 対象者 幼稚園、小・中学校で、障がいのある幼児・児童・生徒の介助に関わる熱意のある18歳以上の人(介派人は小・中学校での登下校時の介添え)
- ③ **特別介助員の登録**
 対象者 小・中学校で、障がいがあり医療的行為を必要とする児童の看護(看護師業務)および介助(ヘルパー業務)に関わる熱意のある18歳以上で看護師または准看護師の資格を有する人
- 採用** いずれも4月から採用する人を選択(筆記と面接を①は1月23日(土)、②は1月30日(土)に実施、③は書

類選考と面接を随時実施)により決定します。
登録有効期間 4月1日(金)～29年3月31日(金)までの1年間
受け付け 1月4日(月)～、教育指導室で配布する登録申込書に必要事項を記入し、①②は4日(月)～15日(金)、③は月～金曜日、午前9時～午後5時まで(いずれも土・日曜日、祝日は除く)に、同室(内線363、365)へ
 ※同申込書は市ウェブサイト各課のページ「教育委員会教育指導室」からダウンロードもできます。

ウエルネスけあばるの改修工事が完了しました ～1月5日(火)から営業を再開～

27年12月から、ウエルネスけあばるで実施していた改修工事が完了し、1月5日(火)、午前10時～、営業を再開します。

今回の工事で、プールサイドの床面が滑りにくくなり、今まで以上に安全で安心してご利用いただけるようになりましたので、皆さんぜひご利用ください。

問い合わせ ウエルネスけあばる [☎(28)8668]

皆さんは、「202030」という言葉をご存じですか。

「202030」とは、社会のあらゆる分野において、2020年までに「指導的地位」に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標のことです。「指導的地位」とは、①議会議員、②法人・団体などにおける課長相当職以上の人、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する人をいいます。

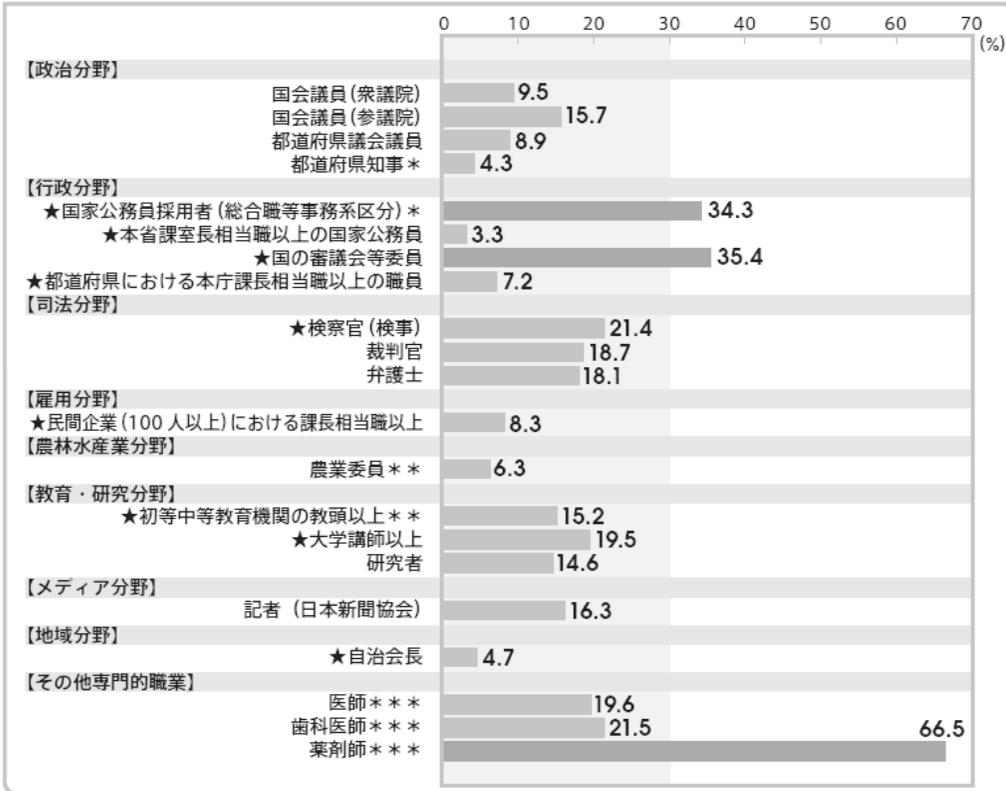
今回は、「指導的地位」に占める女性の割合や、それに伴う政策・方針決定過程への女性の参画について、国や本市の状況を踏まえながら特集します。

男女共同参画特集

ご存じですか

に まる に まるさんまる
「202030」

各分野における「指導的地位」に女性が占める割合



(出典：内閣府男女共同参画局「ひとりひとりが幸せな社会のために～平成27年版データ～」)

備考

- 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(27年1月)より一部情報を更新。
- 原則として26年値。ただし、*は27年値、**は25年値、***は24年値。なお、★印は、第3次男女共同参画基本計画において当該項目が成果目標として掲げられているもの。

4) 人権政策課 (内線 47)

問い合わせ

ものです。

していきたい

方策を見いだ

う、よりよい

社会となるよ

に生きやすい

て、男女が共

考えをもつ

一人が柔軟な

はなく、一人

割を決め付け

別によつて役

役割など、性

たりや慣習に

社会的しき

ります。

める必要があ

にも、女性の

人材育成に努

促進するため

針決定過程へ女性の参画を

●国の状況

政策・方針決定過程において「指導的地位」に占める女性の割合は緩やかに増加しており、その水準は依然として低いものの、国が定める「2020年までに30%の目標」を達成している分野も出てきています。(左表参照)

●本市の状況

本市では、男女共同参画

●女性の参画のために

計画ウィズプラン、第3期実施計画(26～28年度)において、女性が未参画の審議会などをなくすため、委員構成を見直すとともに、政策・方針の立案、討議、決定への男女の参画率の均衡を図るため、各審議会などへの女性の参画率の目標を30%と掲げています。しかし、本市の状況を見ると女性がいる審議会など

の割合は70:1割、女性の参画率は20:2割となつています。(27年4月1日現在)

●女性の参画のために

審議会などの委員の構成が充て職(団体組織での役職など)になつている場合、その役職に男性が就いていると必然的に男性の委員となつてしまいます。このため、あらゆる政策・方針決定過程へ女性の参画を

男女共同参画フォーラム 参加者募集

とき 1月30日(出)、①分科会 11時30分、②講演&落語 11時30分、③講演&落語 11時30分、④講演&落語 11時30分

ところ すばるホール

参加費 無料

①分科会(内容・定員など)

■「男女が共に自分らしく輝くために」私たちのくらしと日本国憲法、定員40人、申し込みは1月6日(水)、富田林の女性問題を考える会(増永さん)(☎090(1956)9448)へ

②講演&落語(内容・定員など)

■「男女が共に生きやすい社会を!!みんなで笑おう!考えよう!」(2階小ホール)、定員200人(当日、直接会場へ)、講師 林家花丸さん(落語家)、手話通訳・要約筆記あり

※男女共同参画に関するパネル展示も開催。

※①②託児あり。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 人権政策課 (内線 474)